

第 6 節

食品衛生課

第6節 食品衛生課

1 食品衛生事業

『食品衛生法』に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため『川口市食品衛生監視指導計画』に基づき、監視指導、食品の検査及び食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、給食施設に対しては、『健康増進法』に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言等を行っています。

(1) 営業許可

『旧食品衛生法』に基づく34業種及び『食品衛生法』に基づく32業種について、営業の許可等を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第55条（『旧食品衛生法』第52条）

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和7年度）（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	604	0	0	96
	仕出し・弁当屋	56	0	0	4
	旅館	9	0	0	0
	その他	259	0	0	109
菓子（パンを含む）製造業		87	0	0	20
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		22	0	0	6
魚介類せり売営業		0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		5	0	0	1
缶詰又は瓶詰食品製造業		0	0	0	0
喫茶店営業		7	0	0	5
あん類製造業		0	0	0	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和7年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	更 新	廃 業
アイスクリーム類製造業	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	8	0	0	1
食 肉 販 売 業	32	0	0	5
食 肉 製 品 製 造 業	1	0	0	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	1	0	0	0
マ ー ガ リ ン グ 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0	0	0
み そ 製 造 業	0	0	0	0
醬 油 製 造 業	0	0	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	0	0	0	1
酒 類 製 造 業	0	0	0	0
豆 腐 製 造 業	4	0	0	0
納 豆 製 造 業	0	0	0	0
め ん 類 製 造 業	5	0	0	1
そ う ざ い 製 造 業	13	0	0	2
添 加 物 製 造 業	2	0	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	0	0	0	1
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0
小 計	1,115	0	0	252

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和7年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	継 続	廃 業
飲 食 店 営 業	3,427	664	0	114
調理の機能を有する自動販売機	30	5	0	3
食 肉 販 売 業	103	20	0	1
魚 介 類 販 売 業	85	18	0	3
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0
乳 処 理 業	0	0	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	16	3	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	270	54	0	8
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	4	1	0	0
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	0	0	0
食 肉 製 品 製 造 業	2	0	0	0
水 産 製 品 製 造 業	5	0	0	1
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0
液 卵 製 造 業	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	3	0	0	1
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	3	1	0	0
酒 類 製 造 業	4	0	0	0
豆 腐 製 造 業	4	0	0	2
納 豆 製 造 業	0	0	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和7年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	継 続	廃 業
麵 類 製 造 業	12	3	0	0
そ う ざ い 製 造 業	67	17	0	4
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	2	0	0	0
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	24	2	0	0
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	1	0	0
食 品 の 小 分 け 業	11	0	0	0
添 加 物 製 造 業	4	0	0	1
小 計	4,081	789	0	138

（２）監視指導

近年の食中毒・法令違反の発生状況や本市の状況を踏まえ、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第28条、第30条

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和7年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲 食 店	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン	609
	仕 出 し ・ 弁 当 屋	56
	旅 館	9
	そ の 他	266
菓 子 （ パ ン を 含 む ） 製 造 業		93
乳 処 理 業		0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		0
乳 製 品 製 造 業		0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和7年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
集 乳 業	0	0
魚 介 類 販 売 業	22	17
魚 介 類 せ り 売 営 業	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	0	0
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	5	0
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	0	0
喫 茶 店 営 業	8	4
あ ん 類 製 造 業	0	0
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	0	0
食 肉 処 理 業	9	4
食 肉 販 売 業	33	14
食 肉 製 品 製 造 業	1	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	1	0
マ ー ガ リ ン グ 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0
み そ 製 造 業	0	0
醬 油 製 造 業	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	0	0
酒 類 製 造 業	0	0
豆 腐 製 造 業	4	1
納 豆 製 造 業	0	0
め ん 類 製 造 業	5	2
そ う ざ い 製 造 業	13	2
添 加 物 製 造 業	2	1

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和7年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	0	0
氷 雪 製 造 業	0	0
小 計	1,136	397

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和7年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲 食 店 営 業	3,426	1,074
調理の機能を有する自動販売機	30	5
食 肉 販 売 業	103	36
魚 介 類 販 売 業	85	53
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0
集 乳 業	0	0
乳 処 理 業	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0
食 肉 処 理 業	16	7
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0
菓 子 製 造 業	270	97
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	4	1
乳 製 品 製 造 業	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	2
食 肉 製 品 製 造 業	2	1
水 産 製 品 製 造 業	5	3
氷 雪 製 造 業	0	0
液 卵 製 造 業	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和7年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 用 油 脂 製 造 業	3	0
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	3	1
酒 類 製 造 業	4	0
豆 腐 製 造 業	4	1
納 豆 製 造 業	0	0
麺 類 製 造 業	12	7
そ う ざ い 製 造 業	67	20
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0
冷 凍 食 品 製 造 業	2	1
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0
漬 物 製 造 業	24	7
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	0
食 品 の 小 分 け 業	11	1
添 加 物 製 造 業	4	0
小 計	4,080	1,317

一斉監視実施状況（単位：施設）

	実施期間	監 視 施 設 数		
		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
駅 周 辺 飲 食 店 街 一 斉 パ ト ロ ー ル	7月～11月	西川口駅 298施設	西川口駅 244施設	西川口駅 263施設
		川口駅 53施設	川口駅 108施設	川口駅 100施設
夏 期 食 中 毒 予 防 対 策 月 間	7月～8月	187施設	184施設	177施設
食 肉 衛 生 月 間	7月～8月	32施設	38施設	36施設
年 末 一 斉 取 締 り 月 間	11月～12月	248施設	237施設	199施設

(3) 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。

なお、検査は川口市保健所衛生検査課のほか、一部は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センターに委託しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第28条、『食品表示法』第8条

検査内容ごとの検体数

(単位：検体)

検査内容	検体数			違反等 件 数		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
微生物検査	91	89	77	0	1	0
食品添加物	44	42	42	0	1	1
残留農薬	15	15	15	0	0	0
動物用医薬品	10	10	10	0	0	0
アレルギー物質	2	2	2	0	0	0
その他の理化学検査	0	2	2	0	0	0
栄養成分検査	4	4	4	0	0	0
計	166	164	152	0	2	1

(4) 違反・苦情の処理状況

監視、検査等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づき指導しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第13条、第63条等

行政処分

	処分日	措置	違反等の内容	探知等
令和5年度	4月22日	営業停止	食中毒（カンピロバクター） 『食品衛生法』第6条違反	市内医療機関からの通報
	2月20日	営業停止	食中毒（ノロウイルス） 『食品衛生法』第6条違反	患者同僚からの通報
令和6年度	該当する事案はありませんでした。			
令和7年度	該当する事案はありませんでした。			

苦情食品（施設）受付件数

（単位：件）

	有 症	衛 生 管 理	異 物 混 入	虫	カ ビ	表 示	異 味 異 臭	（違 い 含 む ） 反	そ の 他	合 計
令和5年度	63	58	30	9	5	37	23	18	15	258
令和6年度	98	64	19	23	5	21	6	15	31	282
令和7年度	98	68	28	11	8	31	13	18	20	295

(5) 食中毒の発生状況

令和7年度は該当する事案はありませんでした。

※根拠法令：『食品衛生法』第63条

	発生月	患者数	死者数	病因物質	原因 食品名	措置
令和5年度	4月	3人	0人	カンピロバクター	不明	営業停止3日間
	2月	56人	0人	ノロウイルス	不明	営業停止3日間
令和6年度	該当する事案はありませんでした。					
令和7年度	該当する事案はありませんでした。					

(6) 普及啓発事業

食中毒の発生防止を目的として、市民や食品等事業者に対し、出張講座や研修会等を通じ、食の安全・安心に係る普及啓発を行っています。

講習会

	実施回数	参加人数	主な実施内容	対象者
令和5年度	19	896	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、 〔他法令に関する事業系一般ごみ、下水処理等〕	食品等事業者
令和6年度	14	734		
令和7年度	13	619	食中毒予防、手洗い方法等	消費者

その他の普及啓発事業

対 象	実施回数			主な実施内容
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
町会・自治会 回覧	2	1	0	対象：全町会・自治会
チラシ 啓発品配布	4	7	10	配布数 8,013部（令和5年度） 11,047部（令和6年度） 13,976部（令和7年度）
ポスター掲示	1	1	2	内容：食中毒予防の啓発 （西川口駅自由通路・ みんななかまバス）
広報表示板 静止画放映	4	4	5	放映場所：キャステレビジョン コミュニティビジョン
広報かわぐち	2	2	2	内容：食中毒予防の啓発
手指衛生検査	1	1	2	実施人数：221（たたら祭り・ わくわく健康フェスタ）
けんこう砦	1	0	0	市ホームページにて公開
きらり川口情報 メール	2	3	2	健康情報として配信
計	17	19	23	

(7) 特定給食施設及びその他の給食施設の数

特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設として、特定給食施設及びその他の給食施設（以下「特定給食施設等」）の届出を受け付けています。

※根拠法令：『健康増進法』第20条

施設数		(単位：件)	
	特定給食施設	その他の施設	合計
令和5年度	160	312	472
令和6年度	161	320	481
令和7年度	161	323	484

(8) 特定給食施設等に対する指導・助言

『健康増進法』第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設等が行う栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っています。

また、年に1回、栄養管理状況の報告書の提出を求めています。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

指導・助言延べ数及び報告書受理施設数		(単位：件)	
	実地指導	その他の指導・助言	報告書
令和5年度	46	610	383
令和6年度	47	617	385
令和7年度	55	654	364

(9) 特定給食施設等に対する研修

特定給食施設等の栄養管理及び食品衛生に関する指導等を主管している強みを生かし、特定給食施設等を対象とした研修を企画・実施します。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

研修実施状況（令和7年度）

実施日時	研修内容等	受講人数
令和7年 7月1日（火） 13時30分～ 16時25分	令和7年度川口市保健所給食施設研修会 ＜内容＞ ○講義① 「令和6年度食中毒統計・食中毒事例と予防について」 川口市保健所食品衛生課 食品衛生監視員 ○講義② 「令和6年度特定給食施設等栄養管理状況報告書の結果を踏まえた栄養管理について」 川口市保健所食品衛生課 栄養指導員 ○グループワーク 「所属施設での食中毒予防に係る取り組み」	75
令和7年 12月1日（月） 13時30分～ 16時15分	令和7年度川口市保健所給食施設研修会 ＜内容＞ ○講義 「日本人の食事摂取基準（2025年版）の活用と栄養管理の実践」 前関東学院大学栄養学部教授 松崎 政三 氏 ○グループワーク 「給与栄養目標量の設定方法とその手順」	62
令和8年 3月10日（火） 13時30分～ 16時15分	令和7年度川口市保健所給食施設研修会 ＜内容＞ ○講義 「食物アレルギーについて」 京都光華大学健康科学部 健康栄養学科教授 原 正美 氏 ○グループワーク 「所属施設での食物アレルギーに係る取り組み」	48

2 食肉衛生検査事業

食肉衛生検査所では、『と畜場法』に基づき、食用に供する獣畜の検査を実施するとともに、獣畜の適正な処理を確保することを目的として、監視、指導を行っています。

(1) と畜検査

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

と畜検査状況 (単位：頭)

	区 分	畜 種					計
		牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	
令和5年度	検査頭数	5,775	16	0	0	0	5,791
	全部廃棄	28	0	0	0	0	28
	一部廃棄	2,392	4	0	0	0	2,396
令和6年度	検査頭数	5,730	7	0	0	0	5,737
	全部廃棄	24	0	0	0	0	24
	一部廃棄	3,008	6	0	0	0	3,014
令和7年度	検査頭数	5,565	4	0	0	0	5,569
	全部廃棄	19	0	0	0	0	19
	一部廃棄	3,174	1	0	0	0	3,175

(2) と畜検査に係る精密検査

と畜検査において通常の肉眼検査では判定が難しいものについては、解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

精密検査実施状況 (単位：件)

	項 目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
令和5年度	検査頭数	4	23	12
	検 体 数	46	243	24
令和6年度	検査頭数	7	17	4
	検 体 数	95	251	8
令和7年度	検査頭数	7	7	7
	検 体 数	98	108	18

(3) と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場における食肉の衛生を確保することを目的として、枝肉のふき取り等検査を行うとともに、施設の管理者に対し、施設の改善、清潔保持及びと畜業者等に対する獣畜の処理における衛生措置の監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

牛枝肉検査状況

(単位：件)

	検査対象	検査方法	検査項目	検査頭数	検体数
令和5年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	44	44
			G F A P	10	20
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和6年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	50	50
			G F A P	10	20
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和7年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	49	49
			G F A P	10	20
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60

※GFAP(Glial Fibrillary Acidic Protein：グリア繊維性酸性タンパク質)は、脳や脊髄等の神経組織に存在するタンパク質を指します。GFAPを測定することにより、神経組織による枝肉の汚染状況を確認しています。

また、令和3年度から義務化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況を検証するため、厚生労働省通知に基づき、枝肉の表面を無菌的に切り取って検体を採取する「切除法」による微生物試験を実施しています。

(4) と畜場職員等への衛生指導

食肉衛生に関する知識の普及啓発を目的として、と畜場職員及び関係業者に対して衛生管理に関する講習会を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

(5) 認定小規模食鳥処理場等の監視指導業務

『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』に基づき、認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数 30 万羽以下）や届出食肉販売業について、立入検査を実施し、構造設備の改善や食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導しています。

※根拠法令等：『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』
第 1 条の 2、第 16 条、第 39 条

施設数及び監視指導件数

（単位：件）

	施 設	施 設 数	監 視 指 導
令和5年度	認定小規模食鳥処理場	2	6
	届出食肉販売業施設	2	6
令和6年度	認定小規模食鳥処理場	1	5
	届出食肉販売業施設	2	6
令和7年度	認定小規模食鳥処理場	1	3
	届出食肉販売業施設	2	6

